

霧島市条例第4号  
令和8年1月16日

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例及び霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第2霧島市立塚脇小学校の項及び霧島市立塚脇小学校若駒分教室の項を削り、同表に次のように加える。

霧島市立牧之原小学校若駒分教室	霧島市国分上之段 2528 番地
-----------------	------------------

(霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和4年霧島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「霧島市立塚脇小学校若駒分教室及び霧島市立牧之原中学校若駒分校」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条及び第48条に基づき設置する分校及び分教室」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。